

1. 令和3年職員の特別給に関する東京都人事委員会勧告について

(1) 令和3年東京都人事委員会勧告の内容(令和3年10月15日付)

○ 例月給は改定見送り、特別給は2年連続の引下げ

①例月給

・ 公民較差(△103円、△0.03%)は、かなり小さいため、改定を見送り

②特別給(賞与)

・ 年間支給月数を0.10月分(4.55月→4.45月)引下げ、期末手当で実施

【改定の内容】

特別給

- ・ 民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.10月分引下げ
- ・ 引下げは期末手当で実施

実施時期

- ・ 令和3年12月支給の期末手当から実施

上記の令和3年東京都人事委員会勧告を準用して、令和4年度版「東社協参考人事給与制度」は下記の通りとなります。

(2) 令和4年度版「東社協参考人事給与制度」

①給料月額の見送りに伴う、東社協参考給料表の見送り

②東社協の独自の基準による1級(A~C表)の存置(平成22年度版より実施)

③東社協の独自の基準による4級(A~C表)〔管理職〕・5級(A表)〔施設長〕の存置(平成27年度版より実施)

④特別給(賞与)

- ・ 年間支給月数を0.10月分(4.55月→4.45月)引下げ
- 引下げは期末手当で実施(勤勉手当は変更なし)

※ 東社協発行の「東社協参考給与表」においては、法人の所定内手当(職務手当など)の金額や、所定労働時間等によっては、一部、最低賃金を満たさない号給があり得ます。

この数年、最低賃金の上昇幅が大きく、各法人では、現在利用されている給与表が最低賃金を上回っているかあらためて確認していくことも必要です。

最低賃金を満たしていない場合の対応としては、適用号給を変えるなどにより、最低賃金を満たす必要があります。また、必要に応じて、昨年度の採用者等には、特別昇給を行う等により、給与のバランスを整えることを検討することが考えられます。

【最低賃金以上か確認する方法 (厚労省)】

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/ki_junkyoku/minimum/minimum-13.htm

※ 例年、東社協参考人事給与制度は、各法人のスケジュール等を勘案し、東京都の人事勧告を準用して策定・周知しています。東京都の「職員の給与に関する条例」の改正が都議会で決定される前であることをご了承ください。

※ なお、平成30年度版東社協参考人事給与制度（冊子）」でお伝えしたとおり、平成31年度より、ホームページでの掲載のみとしております。何卒ご了承のほどよろしくお願いいたします。

《参照先》 [東社協ホームページ](#) > [事業案内](#) > [経営相談事業／経営支援事業](#)

令和4年度版 東社協参考人事給与制度 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#kyuryo>

2. 調査にご協力ください

東社協経営相談室では、各法人・施設における人事給与制度の実態について把握させていただくため下記調査を実施しています。まだ回答いただいていない場合には、ぜひ、ご回答のご協力をお願いします。

[令和3年度 民間福祉施設 人事・給与制度に関する調査](#)

□締 切：令和3年11月19日

□東社協 社会福祉法人経営者協議会会員法人 対象

※調査票は各法人にFAXにて送付していますが、下記、東社協HPからもダウンロードいただけます。

<調査票、依頼文> <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

